

# 理学療法科



理学療法はケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援するリハビリテーションの専門分野です。

当院では、①入院診療によるリハビリテーション

②通院外来診療によるリハビリテーション

を行っています。

## ① 入院診療によるリハビリテーション

骨折などの入院や治療で安静を要し、ベッド上での生活が続いてしまうと体力の低下が進んでしまいます。そのまま安静でいることを続けてしまうと、立つ・歩くといった基本的な動作が困難となることがあり、退院後の日常生活に支障をきたしてしまうことがあります。当院では治療の段階に応じて、早い段階からベッド上から離れ身体を起こして立つ、歩く、運動をするといったことをすすめ、体力の低下を予防・改善します。患者様1人1人の身体・生活環境等を細かく評価し、少しでも早く生活の場に戻れるよう、ご家族、ケアマネージャー等と連携をとりながら理学療法を提供しています。



## ② 通院外来診療によるリハビリテーション

骨折、変形性関節症、腰痛や頸部痛、肩痛、スポーツ障害など、これらの疾患があると仕事や日常生活やスポーツなどの動作が困難になり、私たちの生活の質が低下する大きな一因となります。これらの疾患を持つ人々に対して運動療法(ストレッチや筋力強化など)や物理療法などを行うことで、身体機能を改善することを目的とし、障害を持つ人々の日常生活の質(QOL)の維持、向上のために重要な役割を担っています。



### リハビリの受付時間

午前 9:00 ~ 11:30 受付まで

午後 13:30 ~ 16:30 受付まで

	月	火	水	木	金	土	日
午前	○	○	○	○	○	×	×
午後	○	○	○	○	○	×	×

※ただし祝日はお休みとなります

また、予約などは行っていませんのでご了承ください。

### ※リハビリテーションとはなにか

リハビリテーション(Rehabilitation)とは、ラテン語の「rehabilitare」が語源であり、

re → 再び

habilis → 適した、ふさわしい

という言葉に由来しています。つまり、何らかの理由で能力低下、機能低下した状態から、その人にふさわしい状態になるように働きかけることを言います。リハビリテーションには「人間らしく生きる権利の回復」や「自分らしく生きること」といった意味も含まれており、単なる機能回復ではなく、そのために行われるすべての活動のことをいいます。

同じ怪我や病気をしたとしても、一人ひとりの生活は人それぞれ違います。その人たちそれぞれの生活スタイルや環境に合わせて、少しでも理想に近づけるような治療をすること、それがリハビリテーションです。